平成18年８月７日農林水産省告示第1110号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第７条及び第９条第１項第１号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部改正について

令和８年３月
農産局穀物課経営安定対策室

１　制度の概要

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第３条第１項各号に規定する交付金（＝ゲタ対策）は、麦等の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、諸外国との生産条件の格差を補正するために交付されるものであり、その数量払の交付金額は、同条第４項に基づき、農産物の種類別及び農林水産省令で定める品質区分別の数量当たりの単価を用いて計算することとされている。

この農林水産省令で定める農産物の品質区分については、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第７条及び第９条第１項第１号の農林水産大臣が定める規格を定める件（平成 18 年８月７日農林水産省告示第 1110 号）において定められており、特に麦について都道府県及び銘柄ごとに用途を規定されている。

２　改正の概要

ゲタ対策の対象となる麦に係る銘柄及び用途については、「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」（平成 19 年５月 15 日付け 19 総食第 133 号総合食料局長通知）第８の２の（１）で設定及び変更に係る告示の一部改正を、（３）で廃止に係る告示の一部改正を行う場合が規定されている。

今般、都道府県等から申請のあった内容が適当と認められることから、小麦及び六条大麦について銘柄及び用途の変更を旨とした改正を行うとともに、農産物規格規程（平成 13 年２月 28 日農林水産省告示第 244 号）に定める銘柄の一部が廃止されることから、小麦、二条大麦及び六条大麦について廃止の改正を行う。